

事務連絡

平成26年3月14日

各保健所設置市薬務主管課 御中

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課

「副作用等報告に関するQ&Aについての改訂について」の訂正
について（送付）

このことについて、平成26年3月3日付けで厚生労働省医薬食品局安全対策課から、別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、次の関係団体には、別途送付済です。

また、別添の事務連絡は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

（要旨）

平成26年2月26日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課長からの事務連絡「副作用等報告に関するQ&Aについての改訂について」に一部誤りがあり訂正された。

※送付済み関係団体

（公社）神奈川県医師会
（公社）神奈川県病院協会
（公社）神奈川県薬剤師会
（公社）神奈川県病院薬剤師会
（一社）神奈川県歯科医師会
（一社）神奈川県精神科病院協会
神奈川県製薬協会
神奈川県化粧品工業協会

問い合わせ先

薬事指導グループ 上野

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967（直通）



事務連絡
平成26年3月3日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「副作用等報告に関するQ&Aについての改訂について」の訂正について

標記については、本年2月26日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課・安全対策課事務連絡「副作用等報告に関するQ&Aについて」にて通知していますが、事務連絡の文中に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、副作用等報告に関するQ&Aについての訂正はありません。

記

正	誤
薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第253条に基づく市販後副作用等報告及び薬事法施行規則第273条に基づく治験副作用等報告に関するQ&Aについては、 <u>平成22年7月29日</u> 付け厚生労働省医薬食品局審査管理課・安全対策課事務連絡「副作用等報告に関するQ&Aについて」（以下「旧Q&A事務連絡」という。）により示してきたところです。	薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第253条に基づく市販後副作用等報告及び薬事法施行規則第273条に基づく治験副作用等報告に関するQ&Aについては、 <u>平成18年5月31日</u> 付け厚生労働省医薬食品局審査管理課・安全対策課事務連絡「副作用等報告に関するQ&Aについて」（以下「旧Q&A事務連絡」という。）により示してきたところです。

（下線部が訂正箇所）

